

多賀城市外国語活動等指導支援労働者派遣業務に係るプロポーザル募集要項

1 対象業務

多賀城市における外国語活動支援業務に関する労働者派遣業務

2 趣旨

多賀城市では、外国語教育及び国際理解教育を推進しており、児童・生徒が積極的かつ主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、外国語指導の教授方法や指導内容を充実させることが重要なテーマとなっている。

そのため、小学校及び中学校の学習指導要領を理解した指導計画の企画提案や支援業務を実践することができ、外国語の背景にある文化に対する理解への入口として外国語に触れる機会を提供できる豊かな人材を配置することができる事業者に本業務を委託することとしている。

こうした外国語及び国際理解教育の環境を整えるため、外国語活動支援業務に精通し、確かな実績とノウハウを持つ業者に本業務を依頼するため、公募型プロポーザル方式による事業者の候補者として選定を行うものである。

3 労働者派遣業務の概要

(1) 労働者派遣業務の内容

ア 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の情報提供及び企画提案

イ 外国語活動授業、外国語授業及び英語授業の指導支援並びに使用する教材研究、教材作成及び教材提供

ウ 授業の反省、分析及び評価への参加と情報提供並びに学習指導に関するノウハウの提供

エ 小中学校教員を対象とした指導方法等研修会の企画提案及び参加

オ 児童生徒に関する各種イベント及び各種活動に対する協力

カ その他教育委員会と受託者において協議の上定める業務

(2) 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 業務実施上の条件

ア 外国語活動指導を支援する者（以下「外国語講師」という。）は、英語を母国語とする者又は同等の能力を有する者であり、かつ業務の実施に必要な水準の教授技術を有する者であって、日本の文化・風習を理解しマナーを身に着け、教職員とコミュニケーションを図ることのできるものとする。

- イ 業務実施日は、原則として学校が休校日以外の月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く。）とする。
- ウ 業務実施时限の割振りは、学校運営の必要に応じ、教育委員会と受託者が協議して定めるものとする。
- エ 学校行事等の都合により、業務実施日程を振り替える場合があるものとする。
- オ 小学校 6 校の 5 、 6 年生（ 35 学級程度）の外国語授業活動実施、 3 、 4 年生（ 40 学級程度）の外国語活動実施及び 1 、 2 年生（ 40 学級程度）の英語活動に関する授業に参画するものとする。
- カ 中学校 4 校（ 50 学級程度）で外国語指導を実施するものとする。
- キ 外国語活動及び英語活動に関する学校行事に参画するものとする。
- ク 委託料は年間 25,740 千円以内（消費税込み）とし、 3 年間の複数年契約とする。
配置人数は全校で 5 名以上とし、勤務時間については、休憩 1 時間を除いて 1 日 7 時間以内とする。

4 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和 3 年多賀城市告示第 47-6 号）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。
- (4) 多賀城市暴力団排除条例（平成 24 年多賀城市条例第 31 号）に定める暴力団及び暴力団員等に該当しない者であること。
- (5) 過去 5 年度以内（平成 30 年 4 月 1 日から現在まで）に、国内の自治体等において、外国語活動等指導に関する実績があること。
- (6) 宮城県内に本店、支店等を有しており、必要に応じて担当者が本市に来庁できること。
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 本市の一般競争入札参加者名簿に登録していること。

5 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査により、

優先契約候補者 1 者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
質問書の提出期限	令和 4 年 1 月 27 日（火）
質問への回答	令和 5 年 1 月 6 日（金）までに多賀城市ホームページに掲載
参加申込み及び企画提案書等提出期限	令和 4 年 1 月 21 日（水）から令和 5 年 1 月 18 日（水）まで
参加資格審査結果の通知	令和 5 年 1 月 20 日（金）
審査（選定委員会）	令和 5 年 1 月 27 日（金）
審査結果の通知	選定委員会終了後おおむね 1 週間以内に通知
契約締結	令和 5 年 2 月中旬

6 参加申込み及び企画提案書等の受付手続き

（1）受付期間

令和 4 年 1 月 21 日（水）から令和 5 年 1 月 18 日（水）まで（ただし、土、日、祝日等市役所閉庁日を除く。）

（2）受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、最終日の 1 月 18 日（水）は午後 4 時までとする。

（3）提出書類

ア 参加申込書類

- (ア) 申込書兼誓約書（様式 1） 1 部
- (イ) 直近 2 年分の財務諸表等 1 部
- (ウ) 暴力団排除条例に係る誓約書（様式 2） 1 部

イ 企画提案書等書類

- (ア) 企画提案書表紙（様式 3） 10 部
- (イ) 企画提案書（任意様式） 10 部

企画提案書は次の内容をまとめること

a 事業者等の概要

- (a) 英語教育に関する理念及び姿勢について
- (b) 公立小・中学校等英語教育に関する研究や担当スタッフの体制及び取組内容・成果・実績について

b 外国語講師の採用体制及び教育体制について

- (a) 採用基準及び採用方法について
- (b) 採用後の研修期間と内容について
- (c) 労働者派遣後の研修体制について

- c 外国語講師の活用について
 - (a) 年間指導計画案について
 - (b) 使用教材内容等について
 - (c) TTによる指導方法について
- d 管理体制について
 - (a) 危機管理体制について
 - (b) 連絡体制の管理について
 - (c) 外国語講師の服務、労務管理及び健康管理について
 - (d) 外国語講師の勤務評価及びフィードバックについて
 - (e) 法令の遵守について
- e 実績について
 - (a) 児童生徒に関する各種イベント、各種活動に対する特色のある協力支援について他自治体における実績（任意様式）
 - (b) 宮城県内の公立小中学校からの業務受託実績（委託及び派遣）について（直近5か年分）
- f 本業務実施に係る予算計画
 - (ワ) 参考見積書 10部（様式4）
 - (イ) 決算書を含む財務分析表（直近2か年分） 10部

(4) 提出方法

- ア 提出書類は、会社名、代表者名、住所及び電話番号（FAX番号含む。）を明記した封筒に入れて直接又は郵送（期限内必着）で提出すること
- イ 企画提案書は、A4判縦型とし、20頁以内（片面印刷、両面印刷は問わない。）で作成し、表紙を付してホチキス等で左綴じとし、紙ファイルに綴じた状態で10部提出すること
- ウ 提案者につき1提案とすること

(5) 受付場所

「12 問合せ先」に記載の場所

7 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式5）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出すること

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載の場所

(3) 受付期限

令和4年12月27日（火）まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和5年1月6日（金）までに市ホームページにて公表する。

市ホームページアドレス：<https://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

(4) その他

質疑に対する回答は、この要項の細部の説明又は補充に限るものとする。
なお、質疑事項の全てについて回答するとは限らないものとする。

8 申込み及び企画提案の無効

- (1) 4に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。
- (2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
 - イ 企画提案書の内容が、当該募集要領に定める要件に適合しないもの
 - ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
 - エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

審査結果は、令和5年1月20日（金）までに応募者全員に本人の結果のみをメールで通知する。

(2) 審査方法

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和5年1月27日（金）多賀城市役所内の指定する場所で実施する。

選定委員会の会場、順番及び各参加者の開始時間は、本市で調整するものとし、参加者宛て別途メールで連絡する。（ただし、新型コロナウィルス感染症の影響により変更が生じる場合があるので、その際は電話等で連絡する。）

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 内容

提案者1者につき、プレゼンテーションは30分以内とし、質疑応答は10分程度を目安とする。

選定委員会の内容は、次のとおりとする。

（ア）企画提案書等に基づくプレゼンテーション

（イ）質疑応答

エ 準備物

特になし

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。

ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

また、応募者が1者であった場合は、総計審査評価点数が6割以上である場合に優先契約候補者として選定する。

カ 審査結果の公表

審査の結果については、選定委員会後おおむね1週間以内に審査会に参加した者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(4) その他

ア 審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合もある。

イ 選定委員会の委員は、必要に応じ所掌事務に関係のある事項について、専門的な知識又は経験を有する職員等に意見を聴取することができることとし、その職員は選定委員会に出席できることとする。

1.0 契約及び協議

市は、審査の結果を基に優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。また、契約締結後は、本市ホームページで公表する。

なお、協議が整わない場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

1.1 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は、できないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めないものとする。
- (4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客觀性を期すため、公表する場合があるものとする。
- (6) 多賀城市は、当該委託業務契約にあたり、特定された業者のプロポーザルの内容による拘束は受けないものとする。

12 問合せ先

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所5階

多賀城市教育委員会事務局教育総務課学校教育係

電話 022-368-1141 (内線522)

FAX 022-368-2460

E-mail gakko@city.tagajo.miyagi.jp